

5/27 早稿

論説

2022.5.27

この場でも「表現の自由」を保
護した野球だ。憲法裁判所「あ
れんつ・ハナーハローワー」の表
現の自由が保護されるべきだと
の立場に支持された野球だ。名古屋
地裁は、把腕会田の初決を否
じ渡した。河村たかし同市長が送
示作品を問題視したのが発端だ
が、判決は「藝術活動を憲法と經
々つなげて保護してこそ、市
に未払の負担金三千七百万円余
の全額支払いを命じた。

陳知深美術館で開かれた「不自
由展」では、慰安婦問題を象徴す
る「平和の少女像」や、昭和天皇
の肖像を使った創作を憲法と藝術
作品ないが選示され、抗議が殺
到した。実行委は、大村秀章県知
県知事が県長、河村市長が県議で
行なったが、市民は県内郵便局
議して、会場で殴り込みを防いで
え離かい反響。だが、「不自由展」
開幕後は叶はずいた負担金額を
のめくに増額したため、実行委
が損害してしまった。

お詫びで市長からは、「表現に憲法
が適用され、違法性が明りかな作品
の展示は公金の援助がもじらばや
めだら」と訴えた。判決は「強こ
政治性を帯びた内容だった」む
ながら、「違法」と解釈する形で拒
て差はしつぶした。それより、表現の
自由に関する「表現活動に対する憲法
があのことは守らなければ。芸術
は表現が解釈が可能で、斬新な手
法を用いる」らしいめ、裁判所に
不快感や嫌悪感を生じさせるものも
やむを得ないと、「他の議論を明確」
示した。

まだ、公共施設で行われる政治
性のある展示が公金を支出しない
ことや、「政治的な主張の選擇」
などと、憲的には評価されるものでは
ない」とも指摘した。公共的な事
業や施設で、政治的なメッセージ
を含めた藝術作品などの展示が敵
意されるケースが数見られる」と
述べると、憲法違反のメッセージ
も割りだ。

「不自由展」が開かれては、大村
知事のつづり（憲法請求）運動
上院議、河村市長も矢張りどうり
に憲法審査を提起したが、後に
大規模な運動の結果、これが免
除権者も出た形態になりました。
何ひかの表現は憲法に対し、國
との距離を意識するなどは憲
法問題ではないが、河村市長の「連の
行動が行政の選別にあたる」が憲
法問題がついて、憲法を検討している
ようだが、訴訟費用も公金であ
り、憲法上平野ひや地じ。

表現の自由 公の場でも

名古屋市が敗訴